

◆医療的ケアが必要なお子さんの通院を支援します◆

通院時に次のどちらかの支援をご利用できます

- 1 タクシー会社のドライバーが、ご家族の車を運転します
(ご家族は同乗してお子さんのケアをします)
- 2 ご家族が運転する車に訪問看護師が同乗し、お子さんのケアを行います
 - 通院距離に関係なくご利用できます。
 - 利用料は無料です。
 - 通院先1つにつき、月1回、年12回までご利用いただけます。

1 タクシードライバーの派遣

- ご家族が加入されている自動車保険が適用されますので、運転手の『本人限定』や『家族限定』の特約を設定されている場合、ご利用時の特約解除の手続きが必要となります。
- 女性ドライバーを希望される場合は、その旨をタクシー会社と協議します。

2 訪問看護師の付添い

- 日常、訪問をお願いしている看護師が同乗します。(看護師がお子さんの医療的ケアを習得している必要があるため、日常的に訪問看護を利用されていない場合、本事業も利用できません。)
- ご家族が加入されている自動車保険において、事故時に、ご家族以外の同乗者も補償の対象となる内容かご確認をお願いします。
- 診察の待ち時間等、病院内も看護師が付き添うことを想定しています。

3 留意事項

- 申込書に記載の医療機関への通院が利用対象となります。記入漏れがないよう御注意ください。
- 協力してくださる事業者(タクシー会社、訪問看護ステーション)がお住まいの地域で見つからない場合は利用できないことがあります。

4 利用申込

- 申込書を下記へ郵送するか、電子メールによりお送りください。
郵送宛先：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当
E-Mail：ikea@pref.yamagata.jp
※ 県HPに申込書の電子データも掲載していますので、ご活用ください
(<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/iryo/ikeacd.html>)
- お問い合わせ先：023-630-2148